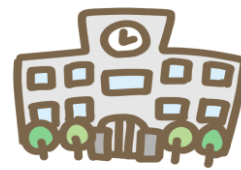




シックハウス シックスクール



室内空気の安全性を調査します。

新指針値に対応した測定が可能です。

(令和3年4月1日施行 学校環境衛生基準が改正)

◆シックハウス症候群

建材や調度品などから発生する化学物質やカビ・ダニなどによる室内空気汚染等により健康被害が起こることから、「**シックハウス症候群**」と呼ばれています。

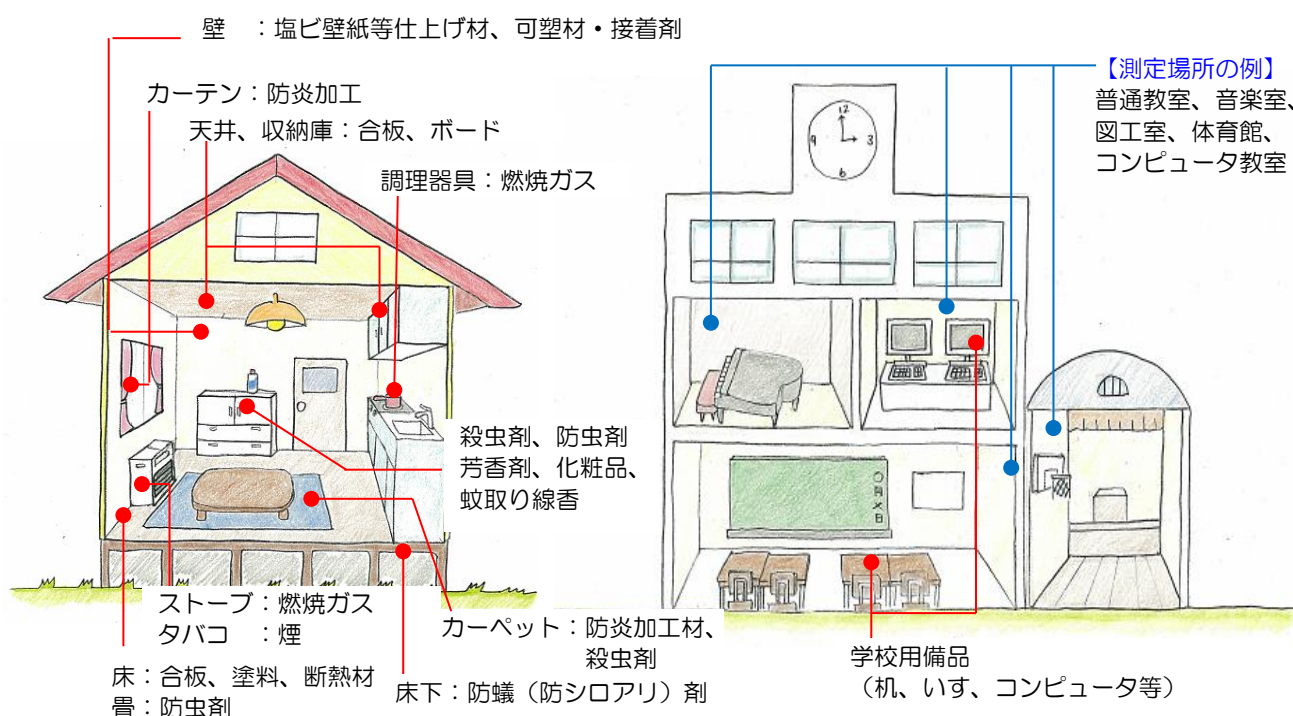
◆シックハウス症候群の主な症状

めまい、吐き気、嘔吐、頭痛、疲れやすい、皮膚の紅斑、湿疹、鼻水、涙目、眼がチカチカする、喉の乾燥、咳、唇の乾燥などといった多種多様な症状が見られます。

◆シックハウス症候群の特徴

空気汚染されている建物などの室内環境から離れると、症状が軽くなったり消えたりするのに、同じところに戻ると同じ症状が起こるといった特徴があります。

◆シックハウス/シックスクール関連物質等の発生源



◆測定方法



☑️ アクティブ法(吸引方式)

ポンプで空気を吸引して専用のカートリッジに通し、目的の成分を捕集する。

☑️ パッシブ法(拡散方式)

専用のカートリッジを室内に設置して自然に通気され、目的の成分を捕集する。



◆シックハウス/シックスクール関連の法規制

(令和2年12月15日改正)

揮発性有機化合物	各省庁が定める対象物質			
	室内濃度指針値 (25℃換算)	厚生労働省	国土交通省	文部科学省
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	○	○	○
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	○	△(任意)	
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	○	△(任意)	○
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	○	△(任意)	△(任意) 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	○	△(任意)	△(任意)
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	○	△(任意)	△(任意)
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	○		△(任意)
テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	○		
クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb)	○	○	○ 建材の使用の禁止 (建築基準法 H15年7月施行)
	(小児の場合) 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)			
フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	○		
ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	○		
フタル酸ジ-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)	○		
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)	○		
総揮発性有機化合物(T-VOC)	400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (暫定目標値)	○		

(備考) 各省庁が定める対象物質は、以下の文書類で規定されています。

- 1) 厚生労働省 室内空气中化学物質の室内濃度指針値について
(平成31年1月17日 厚生労働省 薬生発第0117第1号)
- 2) 国土交通省 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準・評価方法基準
(平成13年国土交通省告示第1346号、1347号)
- 3) 文部科学省 学校環境衛生基準(令和2年12月15日一部改正)

※ 赤字が、新基準値



一般財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前1666番地

TEL : 025-543-7664

FAX : 025-543-7882

E-mail : (総合) info@jo-kan.or.jp URL : https://www.jo-kan.or.jp

お問合せ窓口 : 業務課 又は 検査二課